

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 大国正博

年 月 日	令和3年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会年会費			
相手方	奈良新聞社			
年会費支払目的	政治、経済など各界のリーダーらが識見を深める			
按分率の説明	75.0% (懇親会の費用除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の景気上昇・経済労働問題の改善などを主眼に各界のリーダーによる講演</p> <p>◆本会の活動頻度 令和3年7月29日・令和3年10月12日の講演会並びに総会に参加いたしました。</p> <p>◆参加者の状況 本県の経済労働問題の把握に努め、本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000円	(令和3年4月～令和3年9月分) 60,000円×6月/12月	102
	年会費	30,000円	(令和3年10月～令和4年3月分) 60,000円×6月/12月	48
		合計	60,000円	60,000円×75%=45,000円を充当
備考	添付資料：規約、講演会資料			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内
に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

新生奈良研究会7月例会

謹啓

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月例会は元大蔵官僚、元内閣官房参与の本田 悦朗氏を講師にお迎えして、「日本経済再生への道ーコロナ禍を超えてー」と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中と存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白

令和3年7月吉日

新生奈良研究会 事務局

奈良新聞社 企画部営業課 奈良市法華寺町2番地の4 ☎0742-32-2115

記

- 1.日 時：令和3年 7月29日(木) 14:00~15:30 講演会
- 2.会 場：奈良ロイヤルホテル
(奈良市法華寺町254-1 ☎0742-34-4363)
- 3.講 師：元内閣官房参与(経済政策担当) 本田 悦朗氏
- 4.テ ー マ：「日本経済再生への道
ーコロナ禍を超えてー」
- 5.講師略歴：本田 悦朗 (ほんだ えつろう)



【プロフィール】

昭和30年 和歌山県出身
昭和53年 東京大学法学部卒業
昭和53年 大蔵省(現 財務省) 入省
平成12年 在ニューヨーク財務省事務所長
平成20年 欧州復興開発銀行日本代表理事
平成23年 財務省政策評価審議官
平成24年 静岡県立大学教授
平成24年 内閣官房参与(経済政策担当)
平成28年 スイス駐箚特命全権大使

7 月 例 会

☆本日のスケジュール 14:00～15:30 講演会

講 師 元内閣官房参与・経済政策担当

本田 悦朗氏

テーマ 「日本経済再生への道～コロナ禍を超えて～」

【プロフィール】

昭和30年	和歌山県出身
昭和53年	東京大学法学部卒業
昭和53年	大蔵省(現 財務省) 入省
平成12年	在ニューヨーク財務省事務所長
平成20年	欧州復興開発銀行日本代表理事
平成23年	財務省政策評価審議官
平成24年	静岡県立大学教授
平成24年	内閣官房参与(経済政策担当)
平成28年	スイス駐劬特命全権大使

MEMO

新生奈良研究会・阪奈政経文化懇話会・現代奈良研究会・なら21くらぶ

奈良新聞政経懇話会10月合同例会

謹啓

立秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月例会は荒井 正吾 知事を講師にお迎えして、「コロナに負けない奈良を創る」と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中と存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白

令和3年9月吉日

奈良新聞政経懇話会 事務局

奈良新聞社 企画部事業課 奈良市法華寺町2番地の4 ☎0742-32-2115

記

- 1.日 時：令和3年 10月12日(火) 13:00~14:30 講演会
- 2.会 場：奈良ホテル
(奈良市高畑町1096 ☎0742-24-3300)
- 3.講 師：奈良県知事 荒井 正吾 氏
- 4.テ ー マ：「コロナに負けない奈良を創る」
- 5.講師略歴：荒井 正吾 (あらいしょうご)



生年月日 昭和20年 1月18日(76歳)

【学 歴】 昭和38年 3月 奈良女子大学附属高校卒業
昭和43年 3月 東京大学法学部卒業
昭和47年 6月 米國シラキユース大学マックスウェル
行政大学院を卒業
(昭和47年行政学修士を取得)

【職 歴】 昭和43年 4月 運輸省入省
昭和57年 4月 OECD日本政府代表部参事官
平成 5年 6月 運輸省 観光部長
平成 8年 6月 同 鉄道局次長
平成 9年 6月 同 自動車交通局長
平成11年 7月 海上保安庁長官
平成13年 7月 第19回参議院議員選挙初当選
(奈良県選挙区)
平成15年 9月 外務大臣政務官
平成19年 5月 奈良県知事(1期目)
平成23年 5月 奈良県知事(2期目)
平成27年 5月 奈良県知事(3期目)
令和元年 5月 奈良県知事(4期目)

◎誠に勝手ながら、出欠のお返事は9月27日(月)までをお願いします。

10 月 例 会

令和3年10月12日(火)
於：奈良ホテル

☆本日のスケジュール 13時～14時30分 講演会

講 師 奈良県知事 荒井 正吾 氏

テーマ 「コロナに負けない奈良を創る」

略 歴 昭和20年 /1945年 1月18日生まれ(75歳)
昭和38年 /1963年 奈良女子大学附属高校卒業
昭和43年 /1968年 東京大学法学部卒業 運輸省入省
昭和47年 /1972年 米国シラキュース大学マックスウェル行政大学院を卒業
(行政学修士を取得)
昭和57年 /1982年 OECD日本政府代表部参事官
平成05年 /1993年 運輸省観光部長
平成06年 /1994年 同 鉄道局審議官
平成09年 /1997年 同 自動車交通局長
平成11年 /1999年 海上保安庁長官
平成13年 /2001年 第19回参議院議員選挙初当選(奈良県選挙区)
平成15年 /2003年 外務大臣政務官
平成19年 /2007年 奈良県知事(1期目)
平成23年 /2011年 奈良県知事(2期目)
平成27年 /2015年 奈良県知事(3期目)
令和元年 /2017年 奈良県知事(4期目)

MEMO

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 大国正博

年 月 日	令和4年3月31日			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	100% すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う。 ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果等について 林産業等の活性化を推進した。 			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	別紙参照			101
		合計 2,980 円 50,660 円 ÷ 17 人 = 2,980 円を充当		
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書、規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書
(令和3年度)

収入の部

(単位：円)

項 目	収 入 済 額	説 明
前年よりの繰越金	194,931	前期残高 (令和3年3月31日現在)
会 費 @ 1,000円	209,000	(R3.4~R3.6) 1,000円×18人×3ヶ月 = 54,000円 (R3.7~R3.10) 1,000円×17人×4ヶ月 = 68,000円 (R3.11~R3.12) 1,000円×18人×2ヶ月 = 36,000円 (R4.1~R4.3) 1,000円×17人×3ヶ月 = 51,000円 延べ 209人
利 息	2	R3.8.23:1円 R4.2.21:1円
合 計	403,933	

支出の部

(単位：円)

項 目	支 出 済 額	説 明
返還金	13,820	中川議員辞職に伴う返還 R1.7~R3.6分会費 月額1,000円
返還金	16,850	国中議員逝去に伴う返還 R1.7~R3.12分会費 月額1,000円
負担金	50,660	森林・林業・林産業活性化促進地方議 員連盟全国連絡会議 令和3年度年会費 年会費50,000円+振込手数料660円
合 計	81,330	

差引残高

322,603円

令和4年3月31日

会 長 田 中 惟 允

充当額=50,660円÷17人=2,980円

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）「以下（連盟）という。」と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、第2条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本連盟は、目的に賛意を表する奈良県議会議員をもって構成する。

(役員)

第5条 連盟に、次の役員を置く。

会 長 1名
副 会 長 1名
幹 事 長 1名
幹 事 数名
監 事 1名

- 2 会長は、議員連盟を代表する。
- 3 監査は、議員連盟の会計を監査する。

(役員を選任)

第6条 役員は、会員の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の招集)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

第10条 連盟に顧問を置くことがある。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 連盟の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第13条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとし、事業年度毎に予算及び決算の承認を総会で受けなければならない。

第14条 本規約に定めのない事項は、幹事会において、協議のうえ定める。

付 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟名簿

令和4年3月7日現在

職名	氏名	選挙区	備考
会長	田中 惟允	宇陀市・宇陀郡	自由民主党
副会長	山中 益敏	奈良市・山辺郡	公明党
幹事長	浦西 敦史	吉野郡	創生奈良
	川口 延良	天理市	自民党 絆
	疋田 進一	奈良市・山辺郡	無所属
	亀甲 義明	橿原市・高市郡	公明党
	池田 慎久	奈良市・山辺郡	自由民主党
	西川 均	葛城市	自民党 奈良
	乾 浩之	北葛城郡	自民党 奈良
	大国 正博	奈良市・山辺郡	公明党
	荻田 義雄	奈良市・山辺郡	自民党 奈良
	岩田 国夫	天理市	自民党 奈良
	和田 恵治	桜井市	創生奈良
	秋本 登志嗣	五條市	自民党 奈良
	今井 光子	北葛城郡	日本共産党
	山本 進章	橿原市・高市郡	創生奈良
	川口 正志	御所市	創生奈良

計17名

役員：会長1名、副会長1名、幹事長1名、幹事数名、監事1名

顧問：置くことがある（会長が委嘱）

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 大国正博

年 月 日	令和3年4月5日他				
表題	奈良県議会議員大国正博ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率50% 政務活動以外の記事があるため				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	(株) 奈良新聞コミュニケーションズ	月 12,960 円	更新料	4 他
		※すべて50%充当 合計 155,520 円 月 12,960 × 12 月 × 50% = 77,760 円			
備考	ホームページアドレス : http://www.m-ookuni.jp/ 添付資料 ホームページ制作・保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

注 文 書

(お客様控)

№ 03275

注文日 2009年5月10日

(注文者)

(納入者)

住 所 〒

会社名

奈良県議会議員
大國 正博



Nara Sanbun Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ

〒630-8001 奈良市法善寺町2番地4

TEL: 0743(35)2322 FAX: 0742(35)2346

www.nara-np.com

T E L ()

F A X ()

商 品 名	型 番	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
コミュニケーションズ		1	回		/
HP+スマポ					
期前同のり					
リース契約期間	48ヶ月	現金価格小計(税抜)			
月額リース料(税抜)	12000円	消費税(%)			
月額リース料(税込)	円	現金価格合計(税込)			
前払リース料(税込)	ヶ月分	円			

納入予定日	年 月 日
納入先	
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	リース・現金・振込・業金 その他 (<u>DP</u>)
信販会社	

月 額 費 明 細	金 額 (円)
消費税(%)	
月 額 費 合 計	

役員	部長	課長	担当者
			[Redacted]

令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 大国正博

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市西大寺北町2丁目1-16 206号 電話 延べ床面積 50 m ²
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 松田 芳紀) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 50 m ² (a) うち政務活動使用面積 50 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 50 / 50 → 按分率 1 / 2 ※事務所はすべて政務活動で使用しているが 按分率は1 / 2とする
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: すべて政務活動)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 1 / 2 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸契約書

名称	三芳ビル	部屋番号	206
所在地	奈良市西大寺北町2丁目1-16		
礼金	150,000 円		
解約引金	解約時、礼金は返金しおこなわれる。		
家賃(共益費込)	40,000 円		
水道代	1,500 円		
合計	191,500 円		
家賃支払方法			
家賃等振込先	南都銀行 [REDACTED] (口座番号) [REDACTED] 名義 松田 芳紀		
入居者氏名	大國 正博		
生年月日	昭和 38 年 10 月 1 日		
特約事項	入居者は [REDACTED] の1名しか賃貸住宅に入居出来ない 2年毎に家賃の更新あり。 県議会議員 大國 正博 事務所ビル2 使用		
貸主	住所	奈良市西大寺新田町5-13	
(甲)	氏名	松田 芳紀	
	電話番号	[REDACTED]	
借主	本籍地	奈良市秋篠町 95/番地α1	
(乙)	現住所	奈良市秋篠町 95/番地α1	
	フリガナ	オオクニ マサヒロ	
	氏名	大國 正博	
	自宅電話番号	0742-43-2230	
	勤務地名称	奈良県議会	
	勤務地電話番号	0742-23-2157	
連帯保証人	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	
	自宅電話番号	[REDACTED]	
	勤務先名称	[REDACTED]	
	勤務先電話番号	[REDACTED]	

この契約の証として本契約書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有します。

奈良市秋篠三和町1丁目9番10号
今井商事株式会社

平成 19 年 7 月 4 日

代表取締役

今井 弘





モータープール駐車契約書

有限会社三芳 (以下「甲」という) (以下「乙」という) は車両の駐車に関し、下記のとおり契約を締結する。

第1条 甲のヤマダモータープール(以下「本駐車場」という。)に乙が下記表示の車輛を駐車することを甲は承諾し、乙は第5条に定める駐車料金を甲に支払うことを約した。

車輛の表示

車種 [Redacted] / 台数 [Redacted]

第2条 乙は本駐車場に前条の表示車両を駐車するのみとし、駐車車輛および駐車車輛付属品、車内の荷物、携行品等の損傷又は紛失に対しては、甲は一切その責任を負わないものとする。

第3条 本駐車契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1ヶ年とする。ただし、期間満了5日前までに甲又は乙がその相手方に対し契約更新拒絶の申し出ないときは更に1ヶ年間本契約は引き続き継続するものとし、以後この例による。

第4条 本契約による駐車場の駐車時間は、時 から 時 分までとする。

第5条 駐車場使用料金は1ヶ月1台につき金 5,250 円也と定め、乙は契約締結と同時に1台分計金 5,250 円也を甲に前納するものとする。乙は本契約を継続する場合には、乙は翌月分の駐車場使用料金を本契約期間満了5日前までに甲に前納するものとする。

第6条 保証金は1台につき金 円也とする。乙は本契約締結と同時に台分計金 円也を甲に預託するものとする。但し保証金は無利息とする。又3ヶ月以内の解約については返還しないものとする。

第7条 甲・乙当業者において契約期間中に本契約を解約するときは、5日前までに書面をもって申し出るものとする。ただし契約の解約が甲の申し出による場合を除き前納の駐車場使用料金は返還しない。

第8条 乙は本駐車場を乙の保有する表示車輛の駐車以外の目的にしようすることはできない。

第9条 甲は天災・火災その他乙の使用人同業者による車輛の事故紛失、撤出等による責は負わない。

第10条 乙は火災の取扱いについて充分注意して次の事項を守らなければならない。

- 1. 常に火災の予防に注意して発火性・爆発性、その他危険物を一切持ち込まないこと。
2. たばこの吸殻、その他危険物のおそれのある粉塵などすでないこと。
3. 駐車場内においては乙は甲の管理人の指示にしたがうこと。

第11条 乙又はその関係者が故意又は過失により、本駐車場及びその附帯設備並びに他の駐車車輛等に損害をあたえたときは、乙はこれを賠償しなければならない。

第12条 第6条の保証金は乙が本契約に違反することなく、契約期間の満了契約の解除、その他によって本契約が消滅した後でなければ甲にその返還を請求できない。また、乙は保証金返還請求に関する権利を担保に供し、甲に対してはこれに対し債権を設定する一切の処分をしない。甲は第6条所定の保証金の返還を受け、下の各号の金額を保証金より差し引かれても異議ないものとする。

第13条 乙は甲より第11条による損害賠償として請求を受けた金額

第14条 乙において下記の各号の一にでも該当する行為があったときは、甲は催告その他何等の手續を要せず単に通知するのみで即時本契約を解除することができる。

- 1. 本契約条項の一にでも違反した場合。
2. 乙が甲の指示に従わない場合。
3. その他乙に不信行為があった場合。

本契約を証するため、本誓を2通作成し、甲・乙捺印の上その1通を保有する。

平成19年7月4日

〒631-0832 奈良市西大寺新田町5-13

有限会社 三芳

代表取締役 松田 芳紀

TEL 0742-46-3691



乙

〒631-0831 奈良市利根田町951番地

大岡 正博

0742-43-2230

入居者様 各位

(振込口座変更のお知らせとお願い)

いつもお世話になっております。

当方、組織変更により、4月分の家賃(3月末お振り込み分)より下記口座にお振り込み頂きたいと思っておりますので、宜しくお願ひ致します。

尚、事務所持ち込みしていただいている方は従来と変わりません。

南都銀行

有限会社三芳 代表取締役 松田芳紀
宜しくお願ひ致します。

もし、ご不明な点が有りましたら、

松田迄お問い合わせ下さい。